

第26表 食品衛生管理者数

	総 数	医 師 ・ 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	大学・旧制大学又は旧制専門学校 で下記の課程を修めて卒業した者				登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者
					医 学 ・ 薬 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学		
平成 26 年度	44	-	1	3	1	5	3	9	9	13
27	45	1	1	2	-	7	4	7	9	14
28	54	1	1	3	1	6	4	9	12	17
29	47	1	1	3	1	3	3	8	10	17
30	45	-	2	3	1	2	3	9	9	16
全粉乳（その容量が1,400グラム以下であるかんに収められるものに限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳の製造業又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコンその他これらに類するものをいう。）の製造業又は加工業	36	-	1	3	-	2	2	8	7	13
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）の製造業又は加工業	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-
マーガリン又はショートニングの製造業又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。）の製造業又は加工業	7	-	1	-	-	-	1	-	2	3